まん延防止等重点措置実施区域における対策

区域	神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市,三田市、猪名川町)、 東播磨地域のうち明石市 ※今後の感染状況によっては、地域の追加を検討	神戸地域、阪神南地域、 <u>阪神北地域、明石市</u> を除く地域 (但し、②の営業時間短縮要請は、 <u>東播磨地域(明石市を除く)</u> 、中播磨地域)	資料 番号				
期間	4月5日 5月5日		_				
①外 出自粛等	5月5日(水)まで ・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 [特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく] ・不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 ・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 特に若者への自粛を強く要請 ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請 ・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内に						
	おいても「人にうつさない」行動を要請 「特措法第 24 条第 9 項に基づく〕						
	- 飲食店等へ営業時間短縮を要請 神戸地域(神戸市)、 4月22日から 5月5日まで 阪神れ地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域のうち明石市	・飲食店等へ営業時間短縮を要請 4月22日から 5月5日まで 東播磨地域のうち加古川市、高砂市、稲美町、播磨町中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)					
	施設 内容		<u> </u>				
	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他 ・5 時~21 設備を設けて客に飲食をさせる営業が ・					
②施設の	※協力金の支給 【中小企業の場合】	※協力金の支給 <u>(4/22 以降分(予定))</u> 【中小企業の場合】	3				
使用制限 	前年度又は前々年度 ~10 万円 10~25 万円 25 万円~ の 1 日当たり売上高 4 7 円 4 10 万円 10 万円 4 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	前年度又は前々年度の 1日当たり売上高 ~8万3,333円 ~25万円 8万3,333円 ~25万円 25万円~	7				
	協力金の金額 4万円/日 4~10万円/日 10万円/日 ※売上高の4割 10万円/日	協力金の金額 2.5万円/日 2.5~7.5万円/日 7.5万円/日 ※売上高の3割 7.5万円/日 7.5万円/日					
	【大企業の場合】(中小企業もこの方式を選択可) 協力金の金額: 1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限 20万円)	【大企業の場合】(中小企業もこの方式を選択可) 協力金の金額:1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万 円又は売上高の3割のいずれか低い額)					
	支給額:1日あたり4~20万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源:国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3 [特措法第31条の6第1項に基づく]	支給額:1日あたり2.5~20万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財源:国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3 [特措法第24条第9項に基づく]					
	飲食店等へ感染対策の徹底を要請 ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保[特措法第31条の6第1項に基づく]	・飲食店等へ感染対策の徹底を要請 (神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市を除く地域) ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気					

	⑩ CO2 センサー等 ⑪ 飲食を主として 設備の利用自粛 ⑫ 業種別ガイドラ 〔特措法第 24 条第	② アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑪ CO2 センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ 設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 [特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 ・特措法によらない協力依頼					
	・特措法によらない協力依頼						
	多数利用施設	内容			内容		
	運動施設、遊技場、 博物館、美術館 等	 ・5 時~20 時の営業(酒類の提供は、11 時~19 時) ・ イベントの開催要件の遵守 ・ 入場者の整理誘導等の実施 	劇場、集会場、 ・ハ´ントの開催要件の遵守 運動施設、遊技場、・入場者の整理誘導等の実施 博物館、美術館等				
	物品販売業を営む店舗(千㎡超) (生活必需物資を除く) 等	・5 時~20 時の営業(酒類の提供 は、11 時~19 時) ・入場者の整理誘導等の実施	物品販売業? む店舗(千m (生活必需物 を除く) 等	(超) 資	整理誘導等の実施		
	・イベントの開催	————————————————————— 要件					
		<u>区分</u>	収容率	人数上限			
	大声での歓声・声援	等がないことを前提としうるもの	100%以内 (※1)	5,000 人以下			
③ イベント の開催	大声での歓声・声援	等が想定されるもの	50% * 以内 (※2)			7	
制限	※1 席がない場合は適切な間隔を確保 ※2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保。 * 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5 人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい (50%を超える場合がある) (注) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度 [特措法第 24 条第9項に基づく]						
④出勤抑制	・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 _						
⑤ <u>重点検</u> <u>査の実</u> <u>施等</u>	対する検査の実施を変更を表すのでである。ませんのでは、またのでは、またのでは、またのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	環機関で感染が発生した場合に る感染管理体制の評価や支援 食査の実施等による感染制御・ 故底 事業所群(建設現場、工場の 検査前確率が比較的高いと考え 対するモニタリング検査の拡充	同左			_	
<u>査の実</u>	対高が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	歴 機関で感染が発生した場合に はる感染管理体制の評価や支援 を査の実施等による感染制御・ 故底 事業所群(建設現場、工場の 検査前確率が比較的高いと考え 対するモニタリング検査の拡充 対するモニタリング検査の拡充 は対するモニタリング検査の拡充 は対するで陽性者が出た場合の重 に設確保計画に沿って、すぐに患者 こと、パルスオキシメーターの活用	音を受け入れられ	提供体制への負	負荷が高まった場合の		
査の実 施等 ⑥ <u>医療提</u>	対高お子業繁寮ら(措点 病や感入る 飲の止ア席の特別・大場業域査 宿移急準観 等な(*) ル間のや所遣援楽等等のの実 濱 時明体 お業徹等でのをに、の街、、文力、	歴 機関で感染が発生した場合に はる感染管理体制の評価や支援 を査の実施等による感染制御・ 故底 事業所群(建設現場、工場の 検査前確率が比較的高いと考え 対するモニタリング検査の拡充 対するモニタリング検査の拡充 は対するモニタリング検査の拡充 は対するで陽性者が出た場合の重 に設確保計画に沿って、すぐに患者 こと、パルスオキシメーターの活用	音を受け入れられ けた準備(医療 や健康観察業務	提供体制への負	負荷が高まった場合の		